

県南広域振興局長告示第86号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成25年4月23日

県南広域振興局長 遠藤達雄

- 1 路線名 107号
- 2 供用開始の区間 北上市口内町金成148番1地先から立花28地割10番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成25年4月23日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 県南広域振興局土木部北上土木センター
  - (2) 期間 平成25年4月23日から同年5月23日まで